令和6年陸別町議会9月定例会会議録(第3号) 招集の場所 陸別町役場議場 開閉会日時 開会 | 令和 6 年 9 月 10 日 午前 10 時 00 分 | 議長 久 保 広 幸 及び宣告 散会 令和6年9月10日 午後00時01分 議長 久 保 広 幸 応(不応)招議 出席等 出席等┃議席 議席 員及び出席並 氏 名 氏 名 びに欠席議員 番号 の別番号 の別 7 人 出席 濱 田 正志 \bigcirc 1 =集 平 欠席 0人 2 輪 \bigcirc 三義 凡例 3 渡 辺 \bigcirc \bigcirc ○ 出席を示す 4 工 藤 男 哲 ▲ 欠席を示す 中村佳代子 5 \bigcirc × 不応招を示す 6 谷 郁 司 \bigcirc 久 保広 幸 \bigcirc 8 会議録署名議員 濱 田 谷 郁 司 正志 職務のため議場に 事務局長 主任主查 出席した者の職氏名 請川義浩 竹 島 美登里 学 彦 法第121条の規定 教 育 長 町 長 本 田 有 田 勝 により出席した者の 監 村 本 農業委員会長 查 委 員 和 弘 佐 藤 直 人 職氏名 副町 町長の委任を受けて 今 広 会計管理者 長 村 保 庄 野 勝 政 総務課長 崎 秀 幸 町 民 課 長 遠藤 克 博 出席した者の職氏名 産業振興課長 菅 原 靖 志 建設課 長 清 水 光 明 保健福祉センター次長 井 猛 壽 国保関寛斎診療所事務長 (空井猛壽) 総務課参事 瀧 澤 徹 | 総務課主幹 清水 遊 産業振興課主幹 建設課主幹 村 拓 批 山崎 誠 田 保健福祉センター主幹 智 総務課主幹 史 田 美丨 藤本拓 前 教育長の委任を受けて 教 委 次 長 瀧 澤 勇 出席した者の職氏名 農業委員会会長の委任を |農委事務局長 |本 間 希 受けて出席した者の職氏名 選挙等理を 委任を受けて出席した 者の職氏名 議 日 程 別紙のとおり 会議に付した事件 別紙のとおり 会議の経 渦 別紙のとおり

◎議事日程

日	議	案	番	号	件名
程					
1					会議録署名議員の指名
2	議	案 第	6 6) 号	令和5年度陸別町一般会計歳入歳出決算認定について
3	* * *		÷ C 1		令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決
	一	案 第	6 I 	万	算認定について
4	議案第	÷ c o	. 🗆	令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳	
		条 束	, 6 2	2 号	入歳出決算認定について
5	議案第	* c o 🗆		令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に	
		条 束	声り る	方	ついて
6	議案第	: C 4 E		令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定	
		条 朱	, 64	一方	について
7	議案第	÷ c -	- ₋	令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認	
		条 束	, 6 5) 万	定について
8	議案	# #	学 c d	5 号	令和5年度陸別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
		条	, 66		について
9	議	案 第	6 7	'号	令和6年度陸別町一般会計補正予算(第4号)

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開議宣告

○議長(久保広幸君) これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(久保広幸君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、6番谷議員、1番濱田議員を指名します。

- ◎日程第2 議案第60号令和5年度陸別町一般会計歳入歳出決算 認定について
- ◎日程第3 議案第61号令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定 特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第4 議案第62号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計決算認定について
- ◎日程第5 議案第63号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について
- ◎日程第6 議案第64号令和5年度陸別町公共下水道事業特別会 計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第7 議案第65号令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別 会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第8 議案第66号令和5年度陸別町後期高齢者医療特別会 計歳入歳出決算認定について

○議長(久保広幸君) 第2日目に引き続き、日程第2 議案第60号から日程第8 議 案第66号までの令和5年度陸別町各会計歳入歳出決算認定について、7件を一括議題と します。

提案理由の説明を既に終えておりますので、各議案の質疑、討論、採決を行います。

一般会計に係る質疑は、別途配付しております審議予定表のとおり、科目を区切って進めてまいります。他の科目にも関連する質疑があるときは、歳入全般、歳出全般についての質疑のときに行ってください。

また、歳入歳出相互に関連するときは、歳入歳出全般の質疑のときに行ってください。 次に、質疑の回数については、区切った科目において原則3回までとし、それでもなお 十分な答弁が得られていないと議長が認めたときは、回数を増やすことにしたいと思いま す。

それでは、議案第60号令和5年度陸別町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を 行います。

事項別明細書は、9ページからを参照してください。

まず、歳入についての質疑を行います。

- 1款町税、9ページから11ページ上段までです。質疑はありませんか。
- 6番谷議員。
- ○6番(谷 郁司君) 歳入の関係で、説明でもあったような、なかったような気がするのですけれども、町税のほうの10ページの固定資産税の不納欠損ということで説明書ではあるのですけれども、その中で出されている固定資産税というのが減免というか、不納欠損になっているのですけれども、大体これをトータルすると8万円ぐらいになるのです。

だから、それに対して内容的に何の固定資産税なのか、その辺と、このことに対して十分な対応を取られたのかとは思いますけれども、この中で住所不明ということもあるので、なかなか対応できなかったのかと思いますけれども、そういった意味と併せて、2点目として質問するわけなのですけれども、今後この固定資産税については対応策として、このまま固定資産税を現存しながら毎年不納にしていくのか、それとも抹消するのか、その辺のことについてちょっとお聞きします。

- ○議長(久保広幸君) 遠藤町民課長。
- ○町民課長(遠藤克博君) 御質問のありました固定資産税の不納欠損といいますか、納税に至らなかったケースというのは、固定資産は言うまでもなく、土地、家屋、償却資産に対して課税するものですけれども、今、御質問の中にもありましたけれども、所有者が所在不明ですとか、あとは法人としてもう存在していないけれども、名義としては残っているというようなケースがございます。ですので、残っている以上抹消とかということもできませんので、賦課をしてそのまま納付されることなく不納欠損という流れになっております。

今後も明らかに毎年同じようなパターンにはなっているのですけれども、だからと言って抹消ということにもできないものですから、同じようなケースといいますか、毎年賦課を続けているという実態となっています。

以上です。

- ○議長(久保広幸君) 6番谷議員。
- ○6番(谷 郁司君) 細かく質問をしなかったのですけれども、いずれにしても、私は 9月定例会の一般質問のときに、いわゆる不登記、登記されないでいる土地が300件く らいあるという話ですけれども、この中で結局連絡しても届かないもの、あるいは届いた ものも含めてこういう形になったのだと思うのですけれども、その辺について、結局今後 このことをずっと続けるということは、当町に、土地の場合、不納欠損でずっといくとい

うことは、今後改正された中で、やっぱりきちんと処理をしていかないと、このままでいくと不在地主が増えていく中で、こういうものがあるということは、町にとっても財政上 それなりに影響を及ぼすと思うのです。

この辺について、簡単に言えば土地ということになれば面積的に一体幾らあるのかということを前回質問したときには、まだそこまでいっていないと、不登記ということの数字だけは出たけれども面積は出なかったのですけれども、土地に限ってはどのくらいありますか。調べていませんか。

- ○議長(久保広幸君) 遠藤町民課長。
- ○町民課長(遠藤克博君) 申し訳ありません、土地の面積等については把握しておりません。

以上です。

- ○議長(久保広幸君) 6番谷議員。
- ○6番(谷 郁司君) やっぱり、ここの不納欠損で出てきている、分かる範囲ものについては8件くらいある、固定資産ということで。やっぱりその面積は今後、私、質問していますので、面積等について、そして家屋は何件とか、そういうものをきちんと調査しておいてほしいと思います。

今後の対策として、これをどういうふうにするかというのは、もちろん内部での話も当然あると思うのですけれども、やっぱり今回の不登記の体制について、国も決断してきましたので、その辺の進む道を見つけるためにきちんと調査してほしいと思うのですけれども、どうですか。

- ○議長(久保広幸君) 遠藤町民課長。
- ○町民課長(遠藤克博君) まず、固定資産を所有されている方は、月日がたつにつれてお亡くなりになったりとかというのが当然あるのですけれども、その際は登記されているものであれば相続登記をお願いしたりとかということをしていまして、特に動きがないものについても戸籍等で調査をして、その該当の相続される親族の方に対して通知を行ったりですとかをしております。

あと御質問等にありました面積等についても、その把握をすべくちょっと内部で検討を 重ねていきたいと思います。

以上です。

○議長(久保広幸君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、次に、2款地方譲与税、11ページ中段から、 8款法人事業税交付金、15ページ上段まで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、9款地方特例交付金、15ページ中段から、12款分担金 及び負担金、17ページ中段まで。質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、13款使用料及び手数料、17ページ中段から21ページ 中段まで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、14款国庫支出金、21ページ中段から、15款道支出金、27ページ下段まで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、16款財産収入、27ページ下段から、19款繰越金、3 5ページ上段まで。

6番谷議員。

- ○6番(谷 郁司君) 財産収入の関係で説明されていたのですけれども、ページ数は29から30にわたるのですけれども、その中で、出資金の精算の収入が5億円というふうに収入で見ているわけなのですけれども、このことについては町の財政上、非常に大変な状態なのかなと思う面もあるけれども、今までこの出資金について備荒資金というのが、私もほかの議員も言っていたと思うのですけれども、やはりこういう情勢の中で、眠り資金というのか休眠にしないで、一般会計で使えるときには使ったほうがいいのではないかなという話もあった中で、今回、5億円の備荒資金を取り崩したというか、出資金の関係であったのですけれども、これに至るまで、今まで僕も質問した中では、町のほうではこういうものを取り崩したり、これを使うのは大変難しいという結果で、今まで答弁が終わっていたわけですけれども、今回こうやって5億円を、簡単に言えば埋蔵金だと思うのですけれども、今回利用してきたその辺についての経過等がもしあれば、お答え願いたいと思うのですけれども。
- ○議長(久保広幸君) 今村副町長。
- ○副町長(今村保広君) 30ページでございますが、この出資金等精算等収入ということで、議員が今、説明されましたとおり、5億円を備荒資金組合から今回支障ということで取り崩しております。

この5億円につきましては、備荒資金組合の中で超過分という扱いになっております。 現在、備荒資金組合がその取り崩す前で約12億4,000万円ございました。その中から、3億円が普通分ということで災害時の対応などに充てるということで、この部分はルールとして積まなければならないと。それ以外の部分が超過分という扱いになっております。今回その超過分というものを取り崩して、新たに基金ということで地球温暖化の対策基金を積ませていただきましたが、やはり議員御承知のとおり、それだけ陸別町の財政は現在大変厳しい状況です。

歳出額をいろいろ抑制しておりますが、交付税等の歳入額も年々減っておりますので、 厳しい情勢でございますので、ここは備荒資金のルールとしまして、超過分につきまして は規約の中で町村が必要なときは取り崩せるという規約になっております。その超過分を 今回、備荒資金組合と協議しまして、それもひっくるめた中で、陸別町としてお金のない この財政の厳しい時代にトータルで考えたいということで、今回それを取り崩させていた だきました。

以上でございます。

○議長(久保広幸君) ほかに質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番(工藤哲男君) 議案説明資料のナンバー6、ナンバー7、決算書のページ数でいきますと32、33です。

監査の決算審査意見書になりますけれども、70ページから73ページ、監査委員には 質問いたしません。町側に質問したいと思います。

令和5年度の基金、それから起債の状況について質問したいと思います。

本年度は、基金は前年対比で962万円の減少となったと監査意見書でありますけれども、令和5年度は地球温暖化対策基金を備荒資金から5億円繰り入れたということで、議案説明書資料には46億4,893万円と、昨年度より2,000万円多く積み立てられるようにみられますけれども、備荒資金から積み立てられた地球温暖化対策基金を除くと、実質は昨年より4億8,000万円の基金の減少ということになります。

そこで監査委員の意見書にも指摘されておりましたけれども、基金の積立アップは財政調整基金、町有林整備基金、地球温暖化対策基金以外は前年対比で減少している状況であります。この積立てをしない、できずに基金減少を招くと、また、年度末起債残高は60億7,673円であります。この状況をどのようにお考えか、まず伺いたいと思います。〇議長(久保広幸君) 今村副町長。

○副町長(今村保広君) 御承知のとおり、地球温暖化対策基金を取り崩して積んだということを除けば、基金総額、この部分を入れないということであれば、総額としては減少しております。

陸別町のこの基金の考え方でございますが、基金は本来、その利息を何かで使う果実運用型、あと例えば大きな箱物を造るため、庁舎を建設するために積み立てる基金など、いろいろそういう基金の目的が本来ございますが、陸別町は今回基金を下ろさせてもらったのは、大型事業などを筆頭に財源不足が全体で生じているという、これがもう全てでございます。

したがいまして、今回5年度の中では基金がそのように減額になっておりますが、これも使うばかりではなく、少しでも6年度の予算も同じように基金を取り崩すということで予算を計上しておりますが、年度の中で残ることがあれば、できるだけ積みたいという気持ちは一緒でございます。ただ、現実に過去5年間で平均で7億円以上基金は下ろしております。そして積むのを別に、その残額でそれぞれ積むことができております。しかし、やはり積むことができない年が、どんどん積む金額が少ない年、7億円下ろして7億円積めると、そういうことがだんだんできなくなってきております。これはもう全ての事情に

財政の交付税等の影響によるものと考えております。

同じく基金につきましては、本当に緊急のこの財政を乗り切るために取り崩しているというところでございますが、やはり限りがあるものでございますので、本当に慎重に支出とひっくるめて判断したいと思います。

なお、今度は起債の考え方でございますが、起債額につきましては、御承知のとおり例えば大型の事業、道路を造る、建物を造るとなると、単年度で負担するということは、その年の町民サービスができなくなるという形になりますので、基金があるからそれを全部下ろして単年度で負担するのではなく、やはりできるだけ有利な起債を使って、そのように後年度の人にも財政負担を全体的で、全世代で負担していただけるようにということで、有利な起債を中心に借りるということにしております。

なお、この辺も借りなくていいものは借りないというのは当たり前のことでございますので、財政的には基金の活用並びに起債の借入れについては、慎重の上、住民サービスに直結する事業などを通じて、対応していきたいと考えております。

- ○議長(久保広幸君) 4番工藤議員。
- ○4番(工藤哲男君) 納得はできます。

例えば、減債基金でありますけれども、これは令和5年度末で8億1,675万円であります。令和4年度末から1億8,945万円減少しております。監査の意見書にも起債と基金とのバランスが指摘されておりますけれども、さらには積立ては1,055万円であります。令和5年度の起債借入状況の年間償還額を見ても5億2,799万円でありまして、恐らく令和6年度についても同じような償還金であると思いますけれども、積立てをしていかないと借入れということになるのではないかというふうに思います。

将来的に見ると、これは支払うべき減債基金ですけれども、これは積立てすべきだと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

- ○議長(久保広幸君) 今村副町長。
- ○副町長(今村保広君) この減債基金につきましては、御指摘のとおり減債という名前でございまして、当然公債費の全てを賄えるものではございません。通常の年ですと約2億円、最大2億円下ろしております。ただ、一般財源でございまして、これもトータルの中でのやりくりというふうに考えておりますので、しかし議員御指摘のとおり、年度末の状況によっては減債基金に積むということもいろいろ検討させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長(久保広幸君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、次に、20款諸収入、35ページ上段から37ページ下段まで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、21款町債及び22款自動車取得税交付金、37ページ下 段から39ページまで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、歳入全般について行います。

なお、款を区切っての質疑は終えておりますので、他の款と関連のあるもののみとしま す。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 以上で、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

事項別明細書は、41ページからを参照してください。

まず、1款議会費全般、41ページから41ページ下段まで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(久保広幸君) 次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、41ページ下段から、5目財産管理費、47ページ上段まで。質疑はありませんか。
- ○議長(久保広幸君) 次に、同じく2款総務費1項総務管理費6目町有林野管理費、4 7ページ上段から、10目諸費、51ページ上段まで。質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番(工藤哲男君) 47ページ、2款総務費1項総務管理費7目企画費18節負担金 補助及び交付金、生活交通確保対策事業の2,208万5,000円について伺いたいと思 います。

まず、令和5年度の十勝バス・北見バスの利用状況、利用人数でありますけれども、これを伺いたいと思います。

それと、各市町村負担について、8割は特別地方交付金措置がありますが、陸別町の負担割合は十勝バスで9.3%、北見バスでは距離割で34.47%、均等割で25%、人口割で2%となっており、十勝バスでは1,238万5,000円、北見バスでは969万3,000円と、合わせて2,200万円でありますが、昨年も質問いたしましたけれども、帯広市、北見市の近隣の町にとっては、今後の特別地方交付金の行方によって負担が重荷になるのではないかと推測いたします。そこで、陸別町までの路線維持・継続について他町村から何か話が出ているのか、まず伺いたいと思います。

- ○議長(久保広幸君) 丹崎総務課長。
- ○総務課長(丹崎秀幸君) まず、地域間のバスの利用ということでありますけれども、町民の皆さんが現在利用された場合、助成も行っておりまして、こちらは決算書47ページに載っておりますけれども、地域間のバス利用促進事業ということで280万円ほどの助成を行っております。この助成に関わる人数ということで、これがイコール町民の方々の利用人数ということになろうかと思いますので、そちらの人数をお答えしたいと思いますが、令和5年度の実績でいきますと、乗車人数の合計は1,425人、こちらの方々が

この路線を利用していただいているということであります。

それから2番目の御質問、帯広・陸別線で1,239万1,000円、それから北見・陸別線で969万4,000円、合わせて2,208万5,000円の負担をしているということで、議員おっしゃるとおり、これは8割は特別地方交付税で措置されているものであります。負担割合は議員からもお話のあったとおりの負担割合で負担をさせていただいております。この沿線自治体との話でありますけれども、毎年沿線の市町が集まって協議を重ねているところであります。基本的にはこの路線を維持するという同じ考えの下で取り組んでありますが、議員御指摘のとおり、負担が年々大きくなっているというのも事実であります。今のところ大きく方針を転換するような話にはなっておりませんので、今後もこの重要な地域の足となる幹線、路線でありますので、何とか維持をしていくためにいろいろな方策、もちろんバス事業者にも経営努力をしていただきながら、不足する部分については沿線自治体で何とか支えていこうという考えの下、取り組んでおります。

以上です。

- ○議長(久保広幸君) 4番工藤議員。
- ○4番(工藤哲男君) さらにバス会社にとっても運転手不足だとか燃料費の高騰による コストアップ、これが考えられます。バス会社から運行に関して何らかの要望というのは ありますでしょうか。
- ○議長(久保広幸君) 丹崎総務課長。
- ○総務課長(丹崎秀幸君) 議員おっしゃるとおり、運転手の問題というのが近年非常にクローズアップされております。運輸業界どこも同じだとは思いますが、バス会社も運転手の確保に非常に苦労されているということもありまして、運転手を確保するために協力をお願いしたいというようなお話はいただいております。具体的に何ができるかというのはまだ決まってはおりませんが、町内でもし運転業務ができるような人がいたら紹介してほしいというような、そういうお話も実際にはありました。ただ、なかなかこれも陸別町にとっても運転手不足というのは非常に大きな問題でありますので、なかなかバス事業者に紹介するというところまではいっておりませんが、事業者のほうでいろいろな取組、体験会だとかそういった取組もやっておりますので、広報活動等には協力できるのかなというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(久保広幸君) 4番工藤議員。
- ○4番(工藤哲男君) 今、課長のほうから他町村一致して維持していくというような話を伺いました。

私は昨年になりますけれども、元議員の先輩から、ふるさと銀河線が廃線になる頃の話を伺いました。その内容は、十勝バス・北見バスに運行をしてもらう利用率等と、帯広市・北見市からの距離等の関係で負担が重荷になってくる町村が出てくるのではないかと。そこで、陸別町独自で足寄・置戸町までピストン運行してはどうかというような議論

をまた協議したというようなことを聞きました。それで今後も負担増になろうとも、先ほど課長が言っておられましたけれども、地域間幹線系統路線は維持していくというようなことでよろしいでしょうか。

- ○議長(久保広幸君) 今村副町長。
- ○副町長(今村保広君) ただいまの北見バス・十勝バスの路線の維持の関係でございますが、様々なアイデアもあることも承知しております。

ただ、現実に今のところ進んだ話はございません。北見バス・十勝バスも入った中でいるいろ協議会等で協議をしておりますが、どういう方法がいいのかということで、その中でこの沿線足並みをそろえることも重要だということで、どこの町も負担が無尽蔵に増えることは望んでおりませんので、そこは連携を取りながら、どれが効果的かということで進めていきたいと思っております。

- ○議長(久保広幸君) 本田町長。
- ○町長(本田 学君) 今のお話の件で、今の案、当時僕も記憶にあります。置戸・足寄間をどうやって守っていくかということだと思うのです。そのときにその議論があったのも確かだと思います。

ただ、そのときのやはり行政側の政治判断だとか、いろいろなものがそこでなって今の現状になっているのかなと思っていますので、これからも維持に向けて十勝バスと北見バスとコミュニケーションを取りながら、実際北見バスのほうからも減便の関係だとか、そういうものに関しても社長が陸別町のほうに来ていただいて説明を受けたりとか、様々なコミュニケーションを取らせていただいているので、何とか維持に向けてこれからも進んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(久保広幸君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、次に、同じく2款総務費1項総務管理費11目 交流センター管理費、51ページ上段から、14目緊急支援給付金事業費、55ページ上 段まで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、同じく2款総務費2項徴税費、55ページ上段から、6項 監査委員費、61ページ下段まで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、3款民生費1項社会福祉費、61ページ下段から65ページ下段まで。質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番(中村佳代子君) 3款民生費1社会福祉費2目老人福祉費における65ページ上 段の表についてお伺いいたします。

高齢者在宅生活支援、生きがい活動支援事業委託(述べ91日)について、この利用開

館日日数と1日当たりの平均利用人数、そして年間の利用実人数についてお伺いいたします。

二つ目に、ケア付き一時住まい事業、かっこうの家業務委託(述べ72日)について、 令和5年度の決算については、昨年の10月からの6か月における利用実績であります が、これについて利用率は1割にも満たないと思います。これにつきましても、期間の利 用実人数は何人なのかお伺いいたします。

3点目に、介護予防・日常生活支援総合事業運営費406万7,488円について、この総合事業については、通所型と訪問型の事業が行われていると思いますが、それぞれの利用状況をお伺いいたします。

4点目に、高齢者共同生活支援施設、福寿荘業務委託1,988万8,000円について、この施設の利用募集が再三広報されておりますが、この1年くらいは1人くらいしか入居していないのではないかと思いますが、この点についてお伺いいたします。

- ○議長(久保広幸君) 空井保健福祉センター次長。
- ○保健福祉センター次長(空井猛壽君) それでは、ただいま4点ほど御質問をいただきましたので、順次お答えしてまいりたいと考えております。

まず、1点目の生きがい活動支援事業につきまして、開設日数につきましては91日となっております。1日平均の利用につきましては2.2人程度でございます。それから、利用者の実人数、こちらにつきましては5名という実績となっております。

続きまして、かっこうの家の関係でございます。陸別町ケア付き一時住まい事業ということで、しらかば苑の中にかっこうの家を5室設けさせていただいているのは、御承知のことと思います。決算書にもありますとおり、72日という実績でございます。

令和5年度につきましては御承知のとおり、特別養護老人ホームしらかば苑が10月にオープンしたと、供用開始を行ったということに併せまして、かっこうの家につきましても10月1日からのスタートとなっております。

この間、事業の周知等も懸命に行ってきたわけですが、最終的には述べ72日という実績で、低調と言えば低調な利用実績となったということは、広報・周知活動等にちょっと手をこまねいたというか、なかなかうまく周知ができなかったというところも反省点としてはあります。こちらのかっこうの家、述べ日数が72日でございますけれども、実人数につきましてはお二方の御利用をいただいております。12月に一番最初の方が利用されているという現状であります。

せっかくの機会ですので、参考までに今年度4月以降の利用状況についても併せて御報告をさせていただきたいと思います。

4月以降、4月につきましては実利用者2名の方が述べ25日、それから6月につきましてはお一方でありましたが24日の御利用、6月につきましてはお二方の利用で述べ37日間、7月につきましては3名の方の御利用があり、延べ日数で62日間となっております。実人数につきましては、令和5年度から御利用いただいているお二方に加え、6年

度に入りまして新たにお二方の利用が始まっております。

2点目のかっこうの家につきましては、以上でございます。

生きがい活動支援総合事業の三つ目の質問でございます。

こちらにつきましては、一般会計で介護予防・日常生活支援事業として計上しているものにつきましては、いわゆる訪問型のサービス、事業の根幹は介護保険会計のほうで行っている訪問型サービスAというものに該当するサービスでありますが、一般会計におきましては、こちらの運営に対する支援の支援金として、負担金補助及び交付金で実績として掲げているものが400万なにがし円という数字であります。通所型のほうにつきましては、ここの科目とは若干違うところにまた数字が出てきますけれども、関連いたしますので通所型の生きがい活動支援事業につきましても、併せて報告をさせていただきます。

まず、この4百何十万円の利用につきましては、先ほど申し上げましたとおり、訪問型サービスA、訪問型サービスに該当するものでありますが、こちらの利用状況につきましては、実人数5名の方に御利用いただきまして、令和5年度中、述べ169人分の御利用をいただいているところでございます。

もう1点、通所型の生きがい活動支援事業、通所型のサービスでございますが、こちらにつきましては、実人数5名の方の御利用で、述べ249人の御利用をいただいているところでございます。

続きまして、4点目の福寿荘の利用に関しての御質問にお答えをさせていただきます。 令和5年度中の入居者の動向を御説明させていただきますが、令和5年度のスタート当 初につきましては、5名の方の御利用がありました。そのうち4月にお一方、7月にお一 方、9月にお一方、1月にお一方、それぞれ退去をされまして、別な生活を送るというこ とになりまして、結果的には年度末現在1名の御利用ということで留まっているのが令和 5年度の実績でございます。

福寿荘につきましても、今段階の現状も併せて参考までに御報告させていただきたいと 思いますが、令和年5度から引き続きに入居されている1名のほか、現在ショートステイ を1名の方が利用されております。併せまして、まだ入居には至っておりませんが、1名 の方が今後入居するということで入居判定会議も終わりまして、入居が決まった方が1名 いらっしゃるということを御報告させていただきたいと思います。

御質問にありました4点についての回答をさせていただきます。 以上です。

- ○議長(久保広幸君) 5番中村議員。
- ○5番(中村佳代子君) なかなか利用者が低迷していますけれども、課としても入居など皆さんの声かけに努力しているのも私も承知しております。

今年度の予算として町長が行政執行方針においても、緊縮予算の編成を挙げられて、新聞から鉛筆まで精査し、予算の抑制を行われたと聞いております。今申し上げたようなこの事業の運営面の改善を今後検討する必要性については、どのようにお考えになっている

かお聞きいたします。

○議長(久保広幸君) 本田町長。

○町長(本田 学君) どのように捉えているかあれなのですが、緊縮財政という意味 と、やらなければいけないことと分けて考えていただきたいなと思うのですけれども、や はりこの福祉に関しては、前回かその前のときに説明させていただいているとおりで、扉 を開いておかないと、いつということで、そこには経費がかかるのです。

今の福寿荘が1人だからどうしなければいけないだとか、かっこうの利用が少ないからどうしなければいけないとかという議論ではなくて、やはり安心・安全という面でいくと、皆さん年も取って、自分もそうですけれども、そういう施設があるという安心感も必要なのです。

私の言う緊縮財政で、先ほど言った鉛筆とか新聞とかということは、それは工夫しながらいかなければいけない部分で、今のこの福祉に関しては、人数が少ないからそこで削減してだとか、そういうことではないと自分では思っています。

かっこうの家に関しては始まったばかりで、前回もお話しさせていただいたのですけれども、動向を見守っていただきたいなというのが僕の本当の本心でありまして、ここで決算でなると人数がとか、いろいろなことになっていくと思うのですけれども、こういう施設の生きがいとかこういうものに関しては、こういう形でまず取り組んで、またそこに先ほど次長からも説明があったと思うのですけれども、反省すべき点は反省しながらいかないというものなので、そういう捉え方は緊縮財政だからここの部分を縮小しましょうだとか、誰でも入っていいよだとか、そういうことでは自分では考えていません。

○議長(久保広幸君) 5番中村議員。

○5番(中村佳代子君) 3月にこのような質問をして、これらの業務の見直しについて は私も何度もしているのですけれども、これはやっぱり町長も同じく常に考えていかなけ ればいけない、町の重大な課題であると私も同じく思っております。

3月の予算審議の答弁でも、今、町長が扉は開けておくとおっしゃっておりましたが、でも、受け皿があっても扉が開いていても、入るのが難しかったり入った後に思うような生活をすることが難しいようなことがあったときは、柔軟に要件など変えていく必要も私はあると思っております。

本町の限られた予算の中でやっていることですから、これとこれ、それとそれと別とは 完全には言えないかも知れませんけれども、町民の皆さんが年を取ったときに安全に暮ら せるような場所は必ず必要だと思っていますから、私たちも見守るつもりですけれども、 これから人口とともに高齢者も減ってきて、事業者同士が成り立たなくなるようなことが 起こらないためにも、そうならないためにも事業者の雇用の維持や全町的な議論が必要だ と思いますが、もう一度行政として、この全体の町としての福祉の政策にほかの事業者と もうまく話し合って、能動的にトップに立って取り組んでいく必要があるのではないかと 考えますけれども、もう一度お考えをお伺いいたします。 ○議長(久保広幸君) 本田町長。

〇町長(本田 学君) 勝手にこっちがやっているわけではなくて、当然事業者と話合いをしながらたどり着いております。それは当然の話で、そして町民のニーズがいろいろ変わってきている部分も承知しています。そのあたりは議員の皆さんからも様々なこの場でもいいですし、御意見いただければ当然柔軟に対応するのは、それは当たり前の話だと思います。多分議員と考えていることは一緒で、手法が違うのかちょっと分からないのですけれども、同じ考えだと思うのです。皆さんのニーズをこちらが無視してやっているわけではないです。

ただ、誤解されたら困るのですけれども、福寿荘の定義とかそういうものがあって、誰でも入れればいいという定義にしてしまったら、本当に入りたい人たちが入れないということを説明させていただいているのです。そこが柔軟にとなるのか、柔軟ではないとなるのかというのは、それは考え方が違うことにしかならないと思うのです。

僕が言っているのは、今回のかっこうの家に関しても、中間施設の問題で議論した中に要望が出てきて、今そこに至ったと思うのです、きっと。それが僕も議員でいましたし、その議論も来てここに来た、そういう人たちを入れるために、では今少ないからとか多いからではなくて、これからもしかしたらそういう需用がまた来るかもしれないし、そういう扉を開けるというのはそういう意味で、ただ、お金もかかっていくことなので、それを見極めたいとか見守りたいという意味は、その後に必ず1年とかでいろいろなこれからそこで議論というか、中で反省するべき点、今、次長も説明したとおり、そういう部分を精査しながら進んでいきたいということなので、ルールを変えてだとか何かという意味なのか、その辺はちょっと分からないのですけれども、別に絞ったことではないし、人の話を聞かないというわけではないのですけれども、ちゃんとした定義を守った中の今の施設の在り方があって、事業者と話をしてやっているということであります。

○議長(久保広幸君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、次に、同じく3款民生費2項児童福祉費、65ページ下段から69ページ中段まで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、4款衛生費全般、69ページ下段から75ページ下段まで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、5款労働費全般、77ページ上段から77ページ中段まで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、6款農林水産業費1項農業費、77ページ下段から86ページ中段まで。質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番(工藤哲男君) 79ページ、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節 負担金補助及び交付金について、農業振興総合対策、新型コロナ・飼料高騰対策の農業者 緊急支援事業の件について伺いたいと思います。

昨年、支援につきましては4,919万7,000円行っております。乳価は上がったものの飼料・肥料、燃料高騰、その他あらゆる資材に関して高騰している中、この4,900万円の支援については、陸別町の基幹産業を支えている酪農にとっては非常に助かる支援だと思っております。

しかし、飼料・肥料、燃料、さらに電気料等の高騰はまだまだ続いております。そこで 農業者緊急支援事業、この事業につきましては、令和6年度も継続するのかという考えで よろしいかということを伺いたいと思います。

また、さらに有害鳥獣駆除について、捕獲奨励金も上がり、駆除ハンターも増えてはいるものの、鹿の頭数は一向に増える一方であります。そこで、中山間地区等直接支払制度により、陸別集落交付金に511万7,000円を令和5年度に交付しております。一向に鹿の頭数が減らない状況の中、自分の畑は自分で守るということを促進させる意味からも、圃場ごとに被害を少なくするために農協では電牧機の補助を今後考えるべきではないかというような意見も出ているというふうに聞いております。

町としても、令和7年度予算に向け、耕作者が電牧機の利用を決断した場合には、購入 助成について農協、中山間陸別集落と検討していただきたいと提案するところであります けれども、お考えを伺いたいと思います。

○議長(久保広幸君) 菅原産業振興課長。

○産業振興課長(菅原靖志君) ただいま工藤議員から御質問のございました農業者緊急 支援と鹿の被害に係る対策についてでございますが、まず緊急支援につきまして、議員が おっしゃるとおり、引き続き農業者、特に酪農・畜産業に係る状況というのは、非常に厳 しい状況が続いているということは、これまで農業者の方、農協ともお話しながら認識し ているところでございます。

先日、農協からも正式に町のほうに厳しい折、支援の申出がございましたので、その申出を重く受け止めまして、現在農協と改めて協議をしまして、今年度の取組について協議しているところでございます。

また、鹿の駆除につきまして、個別の鹿防護柵ですけれども、陸別町といたしましても、かなり古い話になりますが、平成13年まで助成制度としてはございまして、個別の畑で被害防止について実施しておりましたが、その後御存じのとおり、鹿柵設置、全部で町内、209キロの鹿柵設置により、全体で被害を防止しようという方向にシフトしております。

現在、個別で農家のほうで鹿柵電牧の設置をしているのは、確認しておりますので、実際にどれだけ効果があって、設置する手間、あと費用等を今後いろいろな方面から情報収

集して、これも農協のほうともお話しながら、どういう対策が適切なのかというのを検討 していきたいなと思います。

また、中山間事業でということでございますが、中山間の取組については共同事業ということが前提となりますので、個別の畑へということになると、ちょっとこちらのほうでお約束というか、検討するというお話は難しいかなと思います。

以上でございます。

○議長(久保広幸君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、次に、同じく6款農林水産業費2項林業費、8 5ページ下段から87ページ下段まで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、7款商工費全般、89ページ上段から91ページ中段まで。質疑はありませんか。

6番谷議員。

- ○6番(谷 郁司君) 7款商工費1項4目の公園費の関係なのですけれども、91ページのところにカネランの公園ということで、いろいろ今までも話はあったのですけれども、あの展望台から阿寒が見えることが唯一の売りなのですけれども、今まで支障木があって見えないという話があったのですけれども、先日木を切ったということをお聞きしましたので現場に行ってみたら、ちゃんと草刈りも終わっているし、展望台も見えると。ただし、いかんせん案内図が、今後の整備だと思うのですけれども、もう古くなって、ただ板があるだけできちんとしたものがないので、その辺について今後の公園費の充実ということで取り組んでほしいと思うのですけれども、いかがですか。
- ○議長(久保広幸君) 菅原産業振興課長。
- ○産業振興課長(菅原靖志君) カネラン峠の件につきましてですけれども、議員おっしゃるとおり、今年3月に国有林の管理のほうで支障となっていた木を切っていただいて、眺望がかなり良くなったということで、こちら大変喜んでいるところでございます。

その後、案内板につきましても後日確認したところ、もうかなり古くて案内板の表示が 全く見えていない状況というのも、こちらも確認しているところでございます。

それで、案内図の管理者が現時点で把握し切れていないところもございまして、道道の管理の部分なのか陸別町の部分なのか、ちょっと古い話になって、今、それを調査中でございますので、その調査の結果次第で今後の取扱いについて検討していきたいなと思っております。

気持ちとしては、きれいに案内ができるようにしたいなという考えは持っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(久保広幸君) 暫時休憩をします。

休憩 午前10時58分

○議長(久保広幸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8款土木費全般、91ページ中段から99ページ上段まで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、9款消防費全般、99ページ上段から101ページ上段まで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、10款教育費1項教育総務費、101ページ中段から、3 項中学校費、109ページ下段まで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、同じく10款教育費4項社会教育費、109ページ下段から、5項保健体育費、117ページ上段まで。質疑はありませんか。

6番谷議員。

- ○6番(谷 郁司君) 4項社会教育費3目文化財保護費です、文化財。この関係で、説明欄の中に113ページにある史跡周知の活用と維持管理ということなのですけれども、これも公園なのかどうかということですけれども、史跡ということで看板があったものですから史跡なのかなというふうに思います。というのは、ユクエピラチャシの看板がもう古くなって、板そのものはまだ読んで読めないことはないけれども、倒れてしまっているのです。案内板をきちんと整備してほしいと思うのですけれども、その案内板のあるところに結構豊頃にあるハルニレと同じようなぐらい、陸別の文化財みたいな木があるのです。この枝ぶりからいくと、今後残さなければならないですけれども、やっぱりきちんと剪定して、今言った看板がその下にあって見えづらいこともあるし、あの木の枝がいろいろ史跡を見に行った人が危ないというか、そういう経過もあるのできちんと枝を払ってあの楡を守ってほしいと思うのですけれども、その2点についてどうですか。
- ○議長(久保広幸君) 瀧澤教育委員会次長。
- ○教育委員会次長(瀧澤勇二君) それでは、議員御指摘のありましたユクエピラチャシの案内板、木の枝の管理につきましては、教育委員会としまして大変申し訳ございません、把握しておりませんでしたので、後日確認をしまして、整備できるものは対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(久保広幸君) ほかに。

5番中村議員。

- ○5番(中村佳代子君) 10款教育費4項社会教育費2目公民館費17節備品購入費の 111ページの表についてお伺いいたします。
 - DVD購入とCD購入についてお伺いいたします。
 - 2,461名が前年利用したということで、かなり皆さん利用されていると思うのです

けれども、このDVD購入につきましては毎年40本くらい、CDについては50本くらいの購入をしていますけれども、今、だんだん再生機械というのが、再生の仕組みが変わってきて、デジタル化などいろいろなものに変わりつつありまして、このDVDやCDを再生する機械なども今使っている機械が老朽化したり、次にまた買い換えなどもできなくなることも今後出てくるかと思いますけれども、これはこのまま在庫として、もう1,000本以上のものがありますけれども、毎年これは購入してこのまま続けていくのでしょうか、お伺いいたします。

- ○議長(久保広幸君) 瀧澤教育委員会次長。
- ○教育委員会次長(瀧澤勇二君) ただいまの御質問につきましては、今後ということでありますけれども、令和6年度につきましては、基本的にDVDとCDは購入しないという考え方になっております。

ただし、映像の部分で続き物になっているものにつきましては、若干購入する予定はあるかもしれませんけれども、基本的には今後購入していかないということで考えてございます。

以上です。

- ○議長(久保広幸君) 5番中村議員。
- ○5番(中村佳代子君) どういう理由で購入をやめたのかちょっと分かりませんけれども、購入をやめたのに代替えとして何か、今、タブレットで来た人がいろいろなことを調べられるとか、子供たちが何かそこで宿題ができるように、今、公民館にはWi-Fi 韻 備など整っていませんけれども、そこにWi-Fi を引いて、例えば来た人がタブレットを使って新聞のデジタル版を閲覧できるとか、そういう環境もつくるべきだと思いますけれども、お考えをお伺いいたします。
- ○議長(久保広幸君) 有田教育長。
- ○教育長(有田勝彦君) 公民館の活用ということになります。今、現状で運営しているところでありますけれども、大変老朽化している施設だというふうに認識しております。 視聴覚室の利用、それから図書室の利用ということになりますけれども、まずは今在庫しているものを活用していきたいというような現状であります。

今後につきましては、現状の中で今の時代に見合った整備・改修をするという予定は ちょっと今のところ考えていないです。できれば新たな公民館的な新しい施設に移ったと きにつきましては、今の時代に合った町民に喜んでいただけるような整備をしていきたい というふうに考えておりますので、今現在もそうなのですけれども、来年度以降につきま しても、例えば社会教育委員の皆さんであるだとか公民館に関わる関係者の皆さんと、今 後の公民館の在り方も含めて、新しい施設を私としてはできれば検討していきたいという ふうに思っておりますので、その中で町民に喜んでいただけるような形のものを検討して いきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(久保広幸君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、11款災害復旧費全般、117ページ上段から、13款予備費全般、119ページまで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、歳出全般について行います。

なお、款を区切っての質疑は終えておりますので、他の款と関連あるもののみとしま す。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、歳入歳出全般について行います。

ただし、歳入歳出の質疑を終えておりますので、相互に関連のあるものに限定します。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、実質収支に関する調書についての質疑を行います。121 ページを御覧ください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、財産に関する調書についての質疑を行います。 122 ページから 132 ページまで。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第60号令和5年度陸別町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第60号は、認定することに決定しました。

次に、議案第61号令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定 についての質疑を行います。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

事項別明細書は、145ページから159ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、実質収支に関する調書、161ページについての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第61号令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算 認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第61号は、認定することに決定しました。

次に、議案第62号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出 決算認定についての質疑を行います。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

事項別明細書は、170ページから182ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番(中村佳代子君) 歳入と歳出について、別々にお伺いいたします。

まず、175ページの歳入。5款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金1億7,894万1,000円についてお伺いいたします。

歳入歳出決算書の説明の際に、聞き漏らしたので再度お聞きいたしますが、この一般会 計繰入金のうち、財政対策分は幾らなのか。そして、この財政対策分の繰入れは歳入歳出 の状況によって増減するものと考えていますけれども、近年はどのような傾向にあるのか お伺いいたします。

そして、歳出の179ページ、1款総務費の1項施設管理費1目一般管理費10節需用費の中の副町長の説明で、食材費が百三十なにがしという話を聞いたのですけれども、この食材費についてはどのような利用をしているのか、お伺いいたします。

○議長(久保広幸君) 暫時休憩をします。

休憩 午前11時25分 再開 午前11時26分

- ○議長(久保広幸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 空井診療所事務長。
- ○国保関寛斎診療所事務長(空井猛壽君) 大変失礼いたしました。

それでは、まず1点目の一般会計繰入金のうち、財政対策分は幾らでしょうかというような御質問にお答えしたいと思います。

令和5年度の決算値1億7,894万1,000円が一般会計繰入金として繰入れしていただいていますが、そのうち財政対策分につきましては1億7,154万2,000円であります。これにつきましては、議案説明書、資料ナンバー30の1にも記載がございますので、そちらも併せて御参照いただければと存じます。

それから、併せましてこの財政対策分の近年の傾向・動向というところでございますが、遡って動向を調べさせていただきました。

財政対策分につきましては、いわゆる診療所の経営の言葉が正確かどうか分かりませんが、赤字を補塡する分というところでございまして、この間の決算でもいろいろお話、御報告をさせていただいたところですが、入院・外来ともに患者数が残念ながら増えていないという現状を踏まえますと、係るコストは固定で人件費等もございます。そういった観点から、この財政対策分の一般会計からの繰入金につきましては、近年増加傾向にあるというところも御承知いただければと思います。併せまして、財政対策分が増加する要因としましては、患者数の減少もさることながら、実は国民健康保険事業勘定のほうから国の特別調整交付金という形で国保会計のほうから直診会計のほうに繰り入れられるお金もあります。

この国保会計からの繰入金につきましては、へき地診療所の運営を国が支援するというような趣旨の下、国から交付されるものでありまして、実はこの中の算定基準としてはいろいろな要因があるわけですけれども、中でも結構な大きなウエートを占めているのが、やっぱり入院患者を評価するという項目がこちらの国の交付金に関しましてもウエートが結構高い状況であります。

そういったことから、ここ2年程度スタッフの関係から、入院がなかなか思うように受入れをすることができないというのは、これまでも御報告させていただいて御承知おきいただいているところかと存じますけれども、そういった国からの運営助成に関しましても、入院を評価するという項目で残念ながら国保事業勘定からの繰入金に関しましても年々減少傾向、これは微減傾向にはありますけれども、減少しているという状況がありますことから、それに相まって一般会計からの財政対策分という形で繰入金が年々高くなってきているということは実態としてございますので、そういったことで御報告をさせていただきたいと存じます。

それから、給食費の食材費、こちらの科目につきましては、決算書の182ページのところの2項給食費1目給食費、こちらのほうが食材を取り扱っている科目となっております。ここの増加した要因はということでありますけれども、近年の食料品値上げによりまして、それによる増というのが主な要因となっております。

以上でございます。

○議長(久保広幸君) 5番中村議員。

○5番(中村佳代子君) 先に歳出のほうの給食費ですけれども、ちょっと間違ってすみません。

この給食費については、入院患者がいない状態でも発生しているもので、誰に対して 作っているものなのかちょっと理解できないので、これについて1点お伺いいたします。

今の財政対策分についてですけれども、やはり入院患者の受入れをして、この運営費の 交付金なども上げていくことは大事だと思いますし今の診療収入の24.7%アップする ためにも今後、何がしの改善は必要だということで理解しております。

このことにつきまして、191ページの第6表、令和5年度患者数及び職員数等調を見ますと、入院患者数は先ほどのお話のように、一昨年の9月以降大きく減少しております。医療スタッフの確保の関係でこのような状況になっていますけれども、先日の補正予算でも看護師の募集のためにいろいろな広報活動もするということも聞いております。

でも、現在のこの有床の診療所として、やはり早期に改善をしていく必要があると思いますけれども、この入院患者を受入れるためには、医療スタッフをどの状態まで改善できれば受入れが可能なのか、この点についてお伺いいたします。

○議長(久保広幸君) 空井国保関寛斎診療所事務長。

○国保関寛斎診療所事務長(空井猛壽君) まず、1点目の給食費を誰に提供しているのだという御質問だったと思いますけれども、給食につきましては今御指摘のありましたとおり、入院患者が少ない状況でどうしてなのという御質問だと思いますけれども、これに関しましては、今がっつりとした入院を受入れることは非常に困難な状況にはありますが、例を言いますと、夜に時間外で診療された患者がいらっしゃいまして、医師の判断で点滴の必要があるということで点滴を打ち、なおかつ経過観察も必要だよというようなケースもあります。

そういった場合に、一泊の経過観察入院ということもあります。そういった場合に、夕食・朝食をその患者に提供するためには、患者が来てからでは間に合わないという部分もありますし、あとは安心・安全な給食が提供できているかどうかという確認を検食という形で実はやっております。

そういったことから、現状におきましては入院患者がいらっしゃらなくても、万が一のときに備えて、食事を提供できる体制は常に整えておりまして、それに伴います先ほども申し上げました検食に要する食材、それから、あとは直接患者に提供するものではありませんけれども、職員に対する給食に関しても給食のほうで一部対応している部分もございますので、それらをひっくるめまして入院患者数が少ないわけでありますけれども、給食の提供は少なからず毎日行われているというところであります。

それに伴いまして、先ほど御説明申し上げましたとおり、この間の食材費の高騰によりまして、残念ながら支出のほうも増えざるを得ないというような状況になっていることは、御理解をいただければと存じます。

それから、患者数調べに基づきまして、スタッフの確保についての御質問・御意見をい

ただきました。

さきの補正予算におきましても御審議いただきましたが、保健師をはじめ、看護師の獲得に向けて看護大学等の教育養成機関とまずはパイプをつくるというところから始めたいなと考えております。そういった中で主眼は保健師の確保というところにはありますけれども、実情、看護師も不足していて、これだけ診療収入にも影響が出ているということも勘案しますと、保健師に併せまして看護師の確保に関してもその一般会計の事業にはなりますけれども、そちらのほうで併せて医療スタッフの確保に向けた動きを積極的にしていく所存でありますので、御理解をいただければと思います。

それから、併せまして有床診療所として早期に今の事態を改善するために、具体的に医療スタッフの数がいかほどプラスアルファで必要になるかという御質問だったと思いますが、ここで詳細な数字、何人必要というのはなかなか検証してみないとちゃんとした数字というのは出せないのですが、参考値として聞いていただきたいと思いますが、現状、入院がなかなか受け切れていないという状況にあります。

看護師数につきましては、正職員の看護師が現在7名所属しています。そのうち1名はただいま育児休業中でございますので、現状6名体制プラス会計年度任用職員の日勤専門の看護師が2名、それから、人材派遣会社から派遣いただいている日勤・夜勤どちらもできる看護師2名に現在看護スタッフとして働いていただいています。

この中で、以前のように入院を受け入れて、なおかつ外来も今までどおり回す、救急も受け入れるというところを総合的に勘案して、ざっくりではありますけれども、正職員の看護師があと3名程度確保できれば、以前のような診療体制が組めるのではないかということで、ここは詳しい検証はしておりませんけれども、そういったことで3名程度が確保できれば通常といいましょうか、有床診療所としての使命を最低限果たすことができるのではないかということで考えているところでございます。

以上です。

○議長(久保広幸君) 5番中村議員。

○5番(中村佳代子君) 今の看護師の補充についてですけれども、私たちも町民によく聞かれるので、あと何人いたらできますよと安心させてあげたいのですけれども、今3人ぐらいとおっしゃっていましたけれども、そうなると看護師の正職員が10名ほどで、ほかにもやっぱり派遣看護師は3名から4名必要な上での安心な体制となるのかが1点と、それと、町内にはほかにも入所60名の特別養護老人ホームがありまして、そこでは看取りも行われていると思います。そのことによって、入院患者の需用もそちらのほうでいくらかは緩和されていると思いますが、施設の医療体制としては夜間及び休祝日の医療行為については、看護師のオンコールで対応されていると思います。医療体制はやはり診療所以上に脆弱なのが実態でありまして、この看護体制の課題によってたんの吸引にも支障を来すことがあると聞いております。

診療所は、施設の指定医療機関として連携関係になっていると思います。このようなこ

とからも、中間医療機関からも距離はありますし、医師2名体制の効果を十分に発揮し、 患者も家族も安心できるような診療体制を整えていただきたいと願うところでありますけ れども、もう一度お考えをお伺いいたします。

○議長(久保広幸君) 空井国保関寛斎診療所事務長。

○国保関寛斎診療所事務長(空井猛壽君) まず、1点目の看護師、看護スタッフの話でありますけれども、議員御指摘のとおり現状7名で、あと正職員が3名程度確保できれば、正職員の看護スタッフが10名ということになります。この10名が確保できれば、外来や入院も含めて看護スタッフに過大な負担をかけることなく、上手に回せるという言い方が正解かどうか分かりませんが、そういった体制を組むことができるであろうというところで3名程度というところでお話をさせていただいております。

あと会計年度任用職員の看護師ですとか派遣の看護師、一生懸命働いていただいています。特に夜間の救急ですとか時間外の患者を受け入れるに当たっては、現状、必ず正職員の看護スタッフを1名置き、そのサブとして派遣看護師についていただく、もしくはサブの派遣看護師の勤務の調整上難しい場合は、正職員のスタッフが自宅待機という形で、救急搬送があって看護師の救急添乗を必要とする場合に、自宅に待機していて、そこから呼び出しを受けて診療所に向かうというような、現状、夜間の自宅待機という体制も取りながら、何とか夜間の診療も上手に回せるように工夫をさせていただいております。

ですので、先ほど申し上げましたとおり、夜間に責任を持って病院を守る看護師につきましては、やはり職員の看護師が担うべき点でありまして、このところを派遣看護師に全てお任せするということは診療所としては考えておりませんし、必ず正職員の看護職員が責任を持って夜間の診療体制を守るといったところから考慮しますと、先ほど申し上げましたとおり10名程度の正職員の看護スタッフが確保できれば、通常ベースの診療に戻せるのではないかということで、おおむね3名程度というお話をさせていただいたところでございます。

それから、もう1点目の施設と診療所との関係であります。

議員おっしゃるとおり、施設におきましては、休日ですとか夜間の看護スタッフが必要な場合につきましては、オンコールで看護師を呼び出してそこで必要な処置をするという体制を取っているということは承知をしているところでございます。

そのことに関しまして、診療所につきましては嘱託医にもなっておりますので、嘱託医の先生にこういったケースがあるのですが、どのような対処をしたらよろしいでしょうかという部分のアドバイス、指示受けなども必要に応じては行われていると思います。

そういったところで先ほど議員がおっしゃっていました、御家族の皆さんの安心・安全が確保できるような体制を整えていただきたいというお話がありましたが、現状では診療所に来てくださいということがなかなかしっかりと言い切れないという部分もありまして、そこは医者の指示に基づいて施設看護師の適切な処置に期待するとともに、先ほど来申し上げましたとおり、有床診療所としての機能をしっかり果たせるように、人材確保に

は引き続き努めていかなければならないと考えているところでございます。

お答えになりましたかどうか分かりませんけれども、以上とさせていただきます。

- ○議長(久保広幸君) 本田町長。
- ○町長(本田 学君) 病院の関係、現状こういう形はこの数字のとおりであります。有床、無床等々いろいろあります。今、次長が説明したとおり、人数がそろえばできるのかとか、それだけが一人歩きしてもなかなか中の構造上の問題もありますし、ここの診療所に今どういう形を町民が望んでいるだとか、様々なことはあると思います。

では、入院患者を入れられるようになればどうなのかとか、入院患者を入れられなくなったらどうなるのかとか、様々な角度で私この1年数か月の間、看護師とも面談もしながら、今どういう現状になっているのかということをやらせていただいております。

非常に2人体制でとか、様々なことは直接僕のところにも病院のことに関しては電話なり何なり入って、御指摘をいろいろ受けているところであります。

今後この決算を見て償還が建物の借金がなくなったのに財政対策分が伸びていくとか、トータル的に2億円に伸びていくとかと、多分そういう御指摘だと思うのですが、数字が一人歩きしないように、ここの病院はどうあるべきかということをこれからというか、今までもずっとやってきたのですが、病院側等と先生ともきちんとお話しながら進んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長(久保広幸君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、実質収支に関する調書、184ページについての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第62号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入 歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第62号は、認定することに決定しました。

次に、議案第63号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について の質疑を行います。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

事項別明細書は、196ページから202ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、実質収支に関する調書、204ページについての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第63号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第63号は、認定することに決定しました。

次に、議案第64号令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

事項別明細書は、214ページから222ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、実質収支に関する調書、224ページについて質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第64号令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第64号は、認定することに決定しました。

次に、議案第65号令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

事項別明細書は、235ページから255ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、次に、実質収支に関する調書、257ページについての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第65号令和5年度陸別町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定 についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第65号は、認定することに決定しました。

次に、議案第66号令和5年度陸別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

事項別明細書は、264ページから270ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、実質収支に関する調書、272ページについての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第66号令和5年度陸別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第66号は、認定することに決定しました。

◎日程第9 議案第67号令和6年度陸別町一般会計補正予算 (第4号)

○議長(久保広幸君) 日程第9 議案第67号令和6年度陸別町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長(本田 学君) 〔登壇〕 議案第67号令和6年度陸別町一般会計補正予算(第4号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ372万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,929万4,000円とするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお 願い申し上げます。

- ○議長(久保広幸君) 今村副町長。
- ○副町長(今村保広君) それでは、議案第67号令和6年度陸別町一般会計補正予算 (第4号)について説明いたします。

議案書1ページを御覧ください。

議案第67号令和6年度陸別町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明いたしますので、5ページを御覧いただきたいと思います。

はじめに、今回の補正予算の概要についてまず説明いたします。

町では、公共施設の除雪及び道路の除排雪の二つの業務を町内の土木工事の入札参加資格を取得している者に業務に関する意向調査を実施し、その後、委託しております。

その方法でございますが、二つの方法がございまして、それぞれその業者が所有している車両を使ってやってもらう、このパターンと、もう一つは町が所有している車両を貸し出して、オペレーターを業者が負担すると、この二つのパターンがございます。

今回、公共施設の除雪分につきまして、町内での重機の台数が不足する見込みであり、

必要台数を確保できないということでございまして、除雪委託を円滑に実施するため、町で重機を確保する必要があり、そのための重機の借上経費、もろもろの費用を計上するものであり、業務を受託する業者にこの重機を貸出すものでございます。

補正額のほうでございますが、全てこの除雪用借上車両に要する経費となります。 予算書のほうに進みます。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費10節需用費、燃料費17万8,000円、こちら除雪用の燃料でございます。11節役務費保険料等3万1,000円、これはこの借上げの除雪用重機に係る5か月分の保険料でございます。13節使用料及び賃借料、賃借料352万円。こちらは重機の借り上げ、こちらも5か月分となります。

以上で歳出を終わり、続いて4ページ、歳入を御覧いただきたいと思います。

10款地方交付税1項1目1節地方交付税、普通地方交付税372万9,000円、こちら歳入歳出の財源調整ということで計上させていただいております。これにより普通交付税の確定額が21億539万9,000円なので、留保額が1億4,048万5,000円となります。

以上で、議案第67号の説明を終わり、以後、御質問によってお答えをしてまいります ので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(久保広幸君) これから、議案第67号令和6年度陸別町一般会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は4ページから5ページまでを参照してください。質疑はありませんか。 6番谷議員。

- ○6番(谷 郁司君) 雪国における除雪ということなのですけれども、実際上は借り上 げ云々の形なのですけれども、固定的な借り上げなのか、それとも積雪によって出動した 分だけを利用してもらいながら借り上げるのか、その辺の動向はどうなのですか。
- ○議長(久保広幸君) 丹崎総務課長。
- 〇総務課長(丹崎秀幸君) 借り上げですが、先ほど副町長の説明の中にもありましたけれども、5か月分ということで、本年11月1日から年度末まで継続して5か月間確保するということで借り上げを予定しています。

以上です。

- ○議長(久保広幸君) 6番谷議員。
- ○6番(谷 郁司君) ということは、一定期間、例えば、雪の量によって出動が一月に 2回も3回もあってもこの借上料でいくということですか。それとも、ないときは借り上 げの料金が発生しないのか、その辺ちょっと聞きたかったのです。
- ○議長(久保広幸君) 丹崎総務課長。
- ○総務課長(丹崎秀幸君) 5か月間継続して借り上げるわけでありますので、出動回数 に関わらず、この期間、この金額が必要ということであります。

○議長(久保広幸君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで質疑を終わります。

これから、議案第67号令和6年度陸別町一般会計補正予算(第4号)を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣言

○議長(久保広幸君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 本日は、これにて散会します。

散会 午後 0時01分

以上、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長

議員

議員